

# 要 望 書

## 新型コロナウイルス感染症対策 に関する要望について

令和2年6月

### 北海道・東北六県議会議長会

会 長 宮城県議会議長 石 川 光次郎

北海道議会議長 村 田 憲 俊

青森県議会議長 森 内 之保留

岩手県議会議長 関 根 敏 伸

秋田県議会議長 加 藤 鉦 一

山形県議会議長 金 澤 忠 一

福島県議会議長 太 田 光 秋



## 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望について

新型コロナウイルス感染症については、全都道府県を対象として発出されていた緊急事態宣言が解除されたものの、各地で感染者や死亡者の報告が続いており、未だ事態の終息は見えていない。

こうした中、国においては、第1次補正予算を成立させ各種支援や対策を実施してきたほか、更に手厚い支援等を行うため、かつてない規模で第2次補正予算を成立させたところである。

北海道・東北各県では、国や市町村と連携し、対策を講じてきたところであるが、感染拡大の第2波や第3波の防止を図りつつ、感染者が急増した場合に備え、万全な医療提供体制を整備する必要がある。また、休業要請や外出自粛要請などにより、地域経済、教育など様々な分野で甚大な影響が発生しており、感染者が増加し、緊急事態宣言が再び発出されれば、更にその影響は深刻化する懸念がある。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

### 1 医療提供体制の整備等について

- (1) 治療薬及びワクチンについて、早期に実用化できる体制を構築すること。また、使用が承認された薬については、十分な供給量を確保した上で、投与が必要と判断された方々に対して速やかに使用できるよう体制を構築すること。さらに、既存の薬の中で効果の認められるものについては、観察研究や治験の結果の集積を踏まえ、一刻も早い承認を行うこと。
- (2) PCR検査が必要な方々が確実に検査を受けることができるよう体制を整備するとともに、疫学調査の体制を強化すること。
- (3) 医療用マスク、フェイスシールド、長袖ディスポーザブルガウン、手指消毒用アルコールなどの医療物資や人工呼吸器等の医療機器について、医療機関に対して安定的に供給できるよう対策を講ずること。
- (4) 医療従事者や医療機関に対する財政的支援等を実施するための十分な財源措置を講ずるとともに、医療従事者が不足する事態に陥らないよう人材確保の対策を講ずること。

- (5) 入院病床確保のため、一般病床に新型コロナウイルス感染症の患者を入院させる際に医療機関に生じる経営上の損失について、診療報酬の加算や新たな支援制度の創設などの対策を講ずること。また、地方公共団体が実施している空床補償に対する財政支援を充実すること。
- (6) 軽症者や無症状者を受け入れる宿泊施設及び同施設における医療従事者の確保などに対する支援を充実すること。
- (7) 高齢者や障がい者の入所施設等における感染防止対策や代替サービスの提供などの取組に対する支援を充実すること。

## 2 経済的な支援・対策について

- (1) 持続化給付金について、売上げ要件などの支給要件を緩和するとともに、手続の簡素化を行うなど、一日も早く給付金が事業者の手元に届くよう早急に取り組むこと。
- (2) 融資や返済猶予等の資金繰り対策、税負担の軽減、テナント賃料や光熱水費等固定費負担軽減のための支援などを充実すること。
- (3) 農林水産物の消費が低迷していることから、加工品を含めた全国的な消費宣伝対策を実施するとともに、生産者に対して、事業が継続できるよう十分な水準の支援を行うこと。
- (4) 雇用調整助成金については、中小企業の助成率を一律10/10とすること。また、迅速な支給が可能となるよう、受付相談体制の拡充や更なる手続の簡素化を図ること。
- (5) 生活福祉資金貸付制度について、貸付上限額の拡大、据置期間及び受付期間の延長など、更に利用しやすい制度となるよう、支援を充実すること。
- (6) アルバイトの収入減等により経済的に困窮している大学生等に対して、学費の減免や納付期限の延期、家賃補助などの支援を充実すること。

## 3 教育に対する支援について

- (1) 子どもたちの学習機会の不足や地域格差が強く懸念されていることから、ICTやテレビを活用した学習の実施、カリキュラムの見

直し、受験・就職への配慮など、子どもの視点に立った最善な学習機会確保のための各種対策を十分に講ずること。

- (2) 長期休業に伴う児童・生徒の心身のケアや、学校施設等の衛生環境への配慮等安心・安全な学習環境を確保できるよう適切な支援体制を構築すること。
- (3) 子育て家庭に生じる児童虐待や育児放棄等の様々な課題へ迅速・的確に対応できるよう、きめ細かな対策を講ずること。
- (4) これまでの臨時休業により不十分となっている学習が確保されるよう、必要な教材の作成等に対する支援、教員や学習指導員の支援の充実、教育課程の弾力的な編成等を早急に検討し、児童・生徒の学びを保障するための適切な支援体制を構築すること。

#### 4 正確な情報発信、人権や風評被害への配慮について

- (1) 感染拡大による不安を解消し、国民一人ひとりが冷静に感染拡大防止に向けた行動をとることができるよう、感染の状況等について正確な情報の収集を図り、求められる行動変容や新しい生活様式等も含め、分かりやすく、正確な情報を発信すること。
- (2) 感染者やその家族、医療従事者等に対するいわれなき偏見や差別が生じることのないよう、人権や風評被害に配慮した対策を講ずること。

#### 5 地方公共団体への財政支援について

各地方公共団体は、引き続き、地域の実情に応じたきめ細かな感染症対策を実施していく必要があるため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」による対応がより幅広く柔軟にできるようにするとともに、十分な財政支援措置を講ずること。